

## 日本版ISAの道 その96

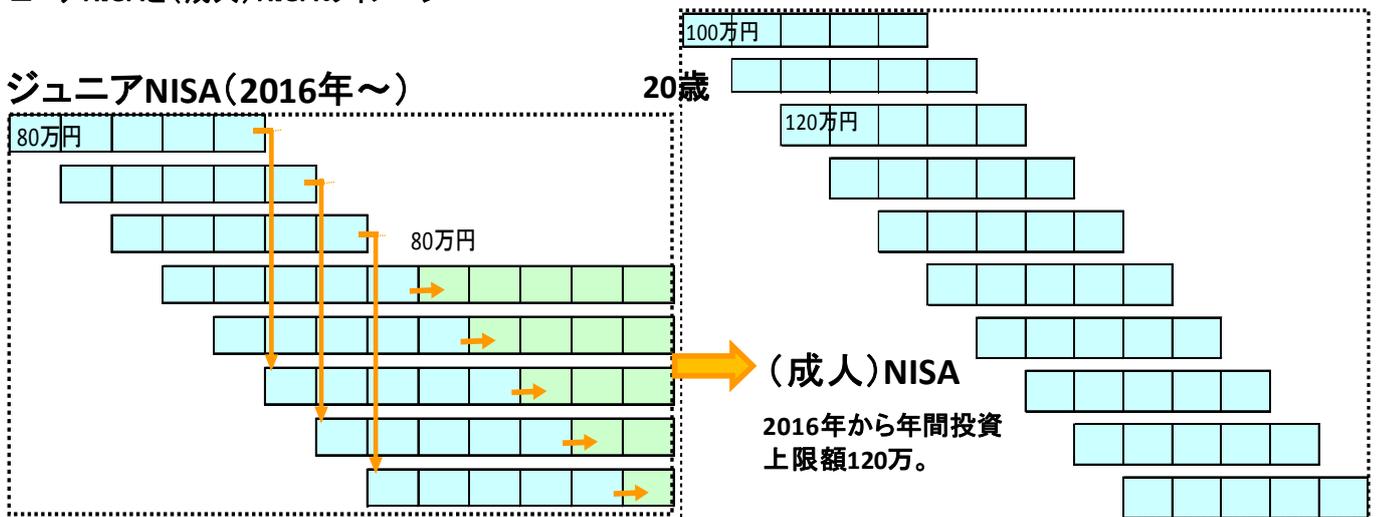
2015年度税制関連法成立で、2016年からジュニアNISA創設と成人NISA120万円への引上げが決定!  
2015年3月の売れ筋は、REITファンド、日本株ファンド、グローバル債・株、アセットアロケーション型!!

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

### 2015年度税制関連法成立で、2016年からジュニアNISA創設と成人NISA120万円への引上げが決定!

2015年3月31日(火)、2015年度(平成27年度)税制改正関連法が参院本会議で賛成多数で可決、成立した。法案の正式名称は国税が「所得税法等の一部を改正する法律案」で地方税が「地方税法等の一部を改正する法律案」である。NISA(少額投資非課税制度)に関しては、「ジュニアNISA」創設(年間投資上限額80万円、非課税投資額は最大400万円、口座開設は2016年から2023年まで、非課税期間は最長5年間)、現行のNISAの年間投資上限額を120万円に引上げる(現行100万円から2016年1月から120万円)等が決まった。NISAについては税制改正(の)大綱や国会に提出された法律案と大きく変わるものではなく、官報でも確認できる(後述)。下記はイメージだが、具体的な詳細については、2015年1月13日・19日付日本版ISAの道 その86・87を参照の事(後述 URL[参考ホームページ])。

#### ジュニアNISAと(成人)NISAのイメージ



(出所: 2015年度税制改正関連法等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)  
\*詳細は、2015年1月19日付日本版ISAの道 その87を参照。

2014年1月から既に導入されている(成人)NISAに続き、2016年より、20歳未満を対象とするジュニアNISAが始まる。日本居住者すべての国民が対象という意味で、国民皆(か)い制度の非課税制度となる。

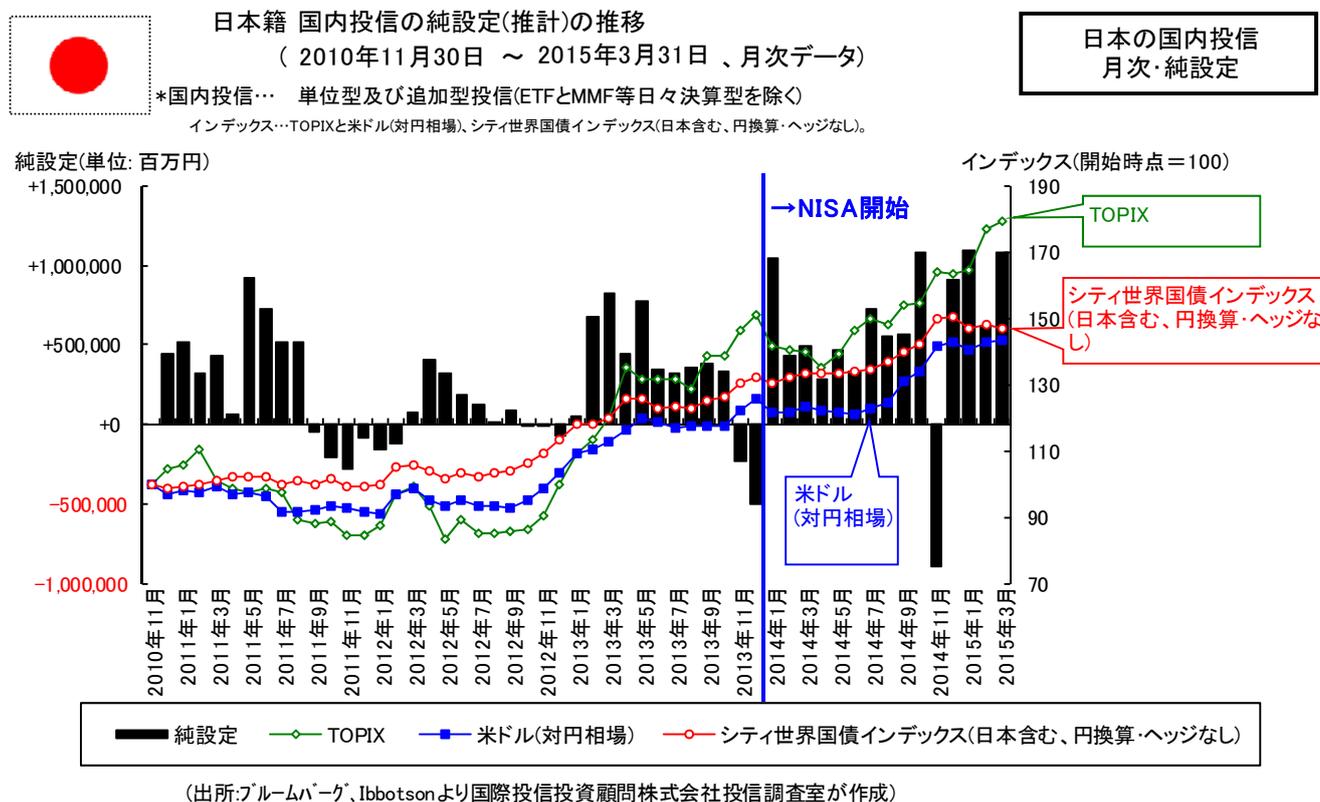
また、ジュニアNISAを利用する未成年者が20歳になると、自動的に(成人)NISAへ引き継がれるので、若年層の資産形成を、より長期に支える制度となったとも言える。こうした拡充策が決まり、今後を大いに期待される2年目NISAの投資動向を見る。

## 既存投資家の REIT、グローバル債・株ファンド人気が続

2 年目 NISA で、何をかうか。ここで恒例の最新月の NISA 投資(投信分)を見る。投信を見るのは「現状での口座稼働率停滞も指摘される NISA だが、今後の巻き返しに向けても“主戦場”となるのは、やはり投資信託。引き続き投信の動向からは目が離せない。」(2015 年 3 月 5 日付日本証券新聞)である。人気のある投信を買う事とは、家電・パソコンや自動車・不動産などでもよく見られている「売れ筋ランキング」で買う事にも近く、参考になり、安心感もある。実際、後述する通り、ネット証券では NISA の「売れ筋ランキング」を出している。

従来通り、NISA のファンド動向を見るにあたって、投資家を、既存投資家と投資の未経験者層(新規投資家)とに分ける。前者の既存投資家は NISA で実際に投資をしている投資家の大半を占めているとされるが、それを投信全体の動向で代替し、後者の新規投資家は NISA 向けファンド(後述※1 参照)で代替する事とする。

まず前者の既存投資家であるが、投信全体の純設定(推計)を見ると、最新 2015 年 3 月は+1 兆 783 億円と、前年 2014 年 1 月および 10 月、2015 年 1 月以来の 1 兆円越えて、4 カ月連続の資金純流入となった。

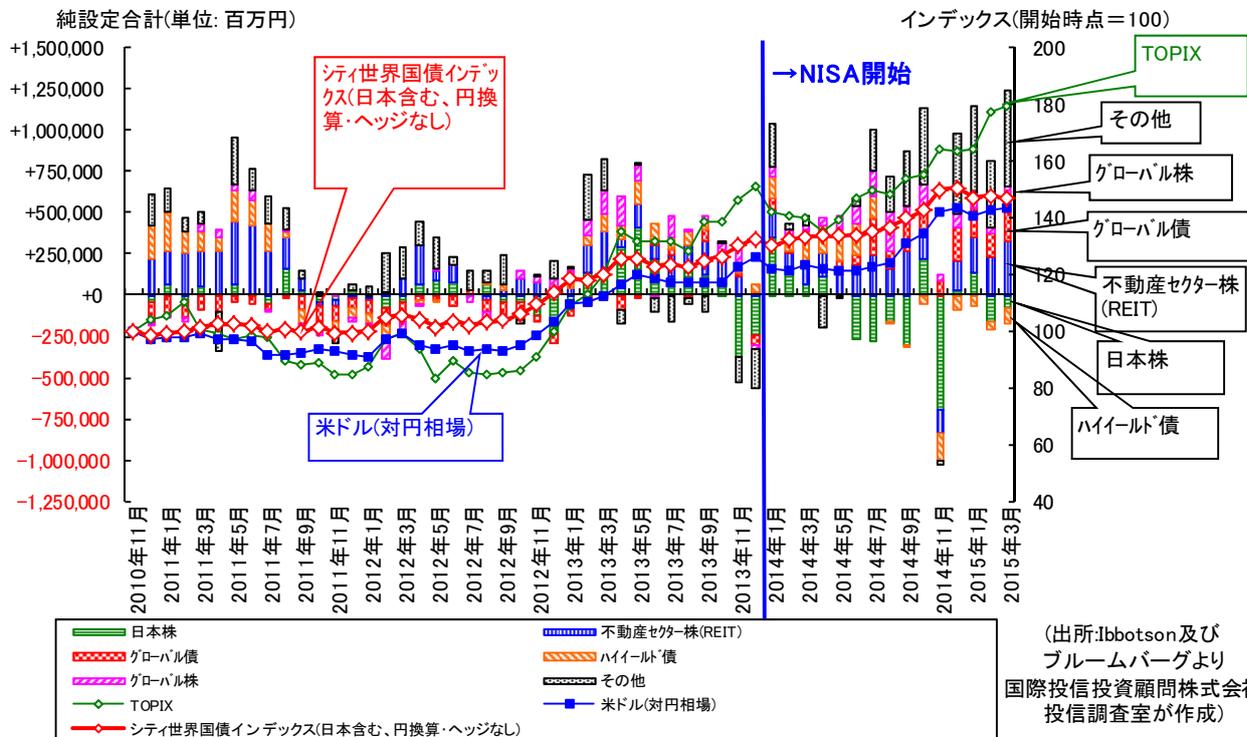


この既存投資家の純設定を、投資対象(主要分類)別で見る。最新 3 月は不動産セクター株(REIT)が最も大きな純流入で、次いでグローバル債、グローバル株などに資金が集まっている(\*主要分類…モーニングスター分類を用いて 2014 年 12 月末の純資産の大きい上位 5 分類)。2014 年から 2015 年にかけて、不動産セクター株(REIT)の大きな純流入と、次いでグローバル債の人気の傾向は継続している(2014 年については 2015 年 1 月 13 日付日本版 ISA の道 その 86 を参照~後述 URL[参考ホームページ])。一方、日本株からの純流出は 2 カ月連続。

日本籍 国内投信の主要分類別純設定(推計)の推移  
(2010年11月30日 ~ 2015年3月31日、月次データ)

日本国内投信  
月次・純設定  
主要分類別

\*国内投信… 単位型及び追加型投信(ETFとMMF等日々決算型を除く)  
インデックス… TOPIXと米ドル(対円相場)、シティ世界国債インデックス(日本含む、円換算・ヘッジなし)。



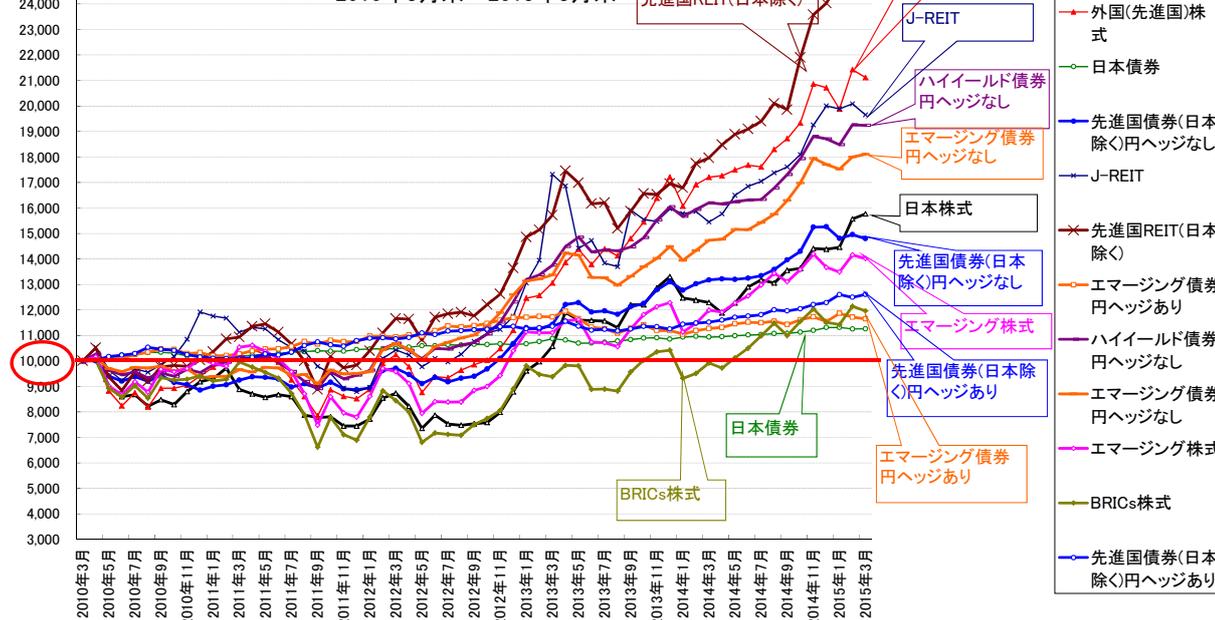
(出所: Ibbotson及びブルームバーグより  
国際投信投資顧問株式会社  
投信調査室が作成)

2015年3月に不動産セクター株(REIT)が最も大きな純流入で、次いでグローバル債、グローバル株などに資金が集まった背景だが、パフォーマンスの好きによるところが大きいと思われる。投信に使われることの多いベンチマークを見たのが下記グラフである。パフォーマンスの好い順に、先進国REIT、先進国株式、J-REIT、ハイールド債券、エマージング債券、国内株式などとなっている(\*5年前を10000としている、円換算、月末データ)。

日本の投資信託に使われることの多いベンチマークの推移5年間

(5年前を10000としている、円換算、月末データ)

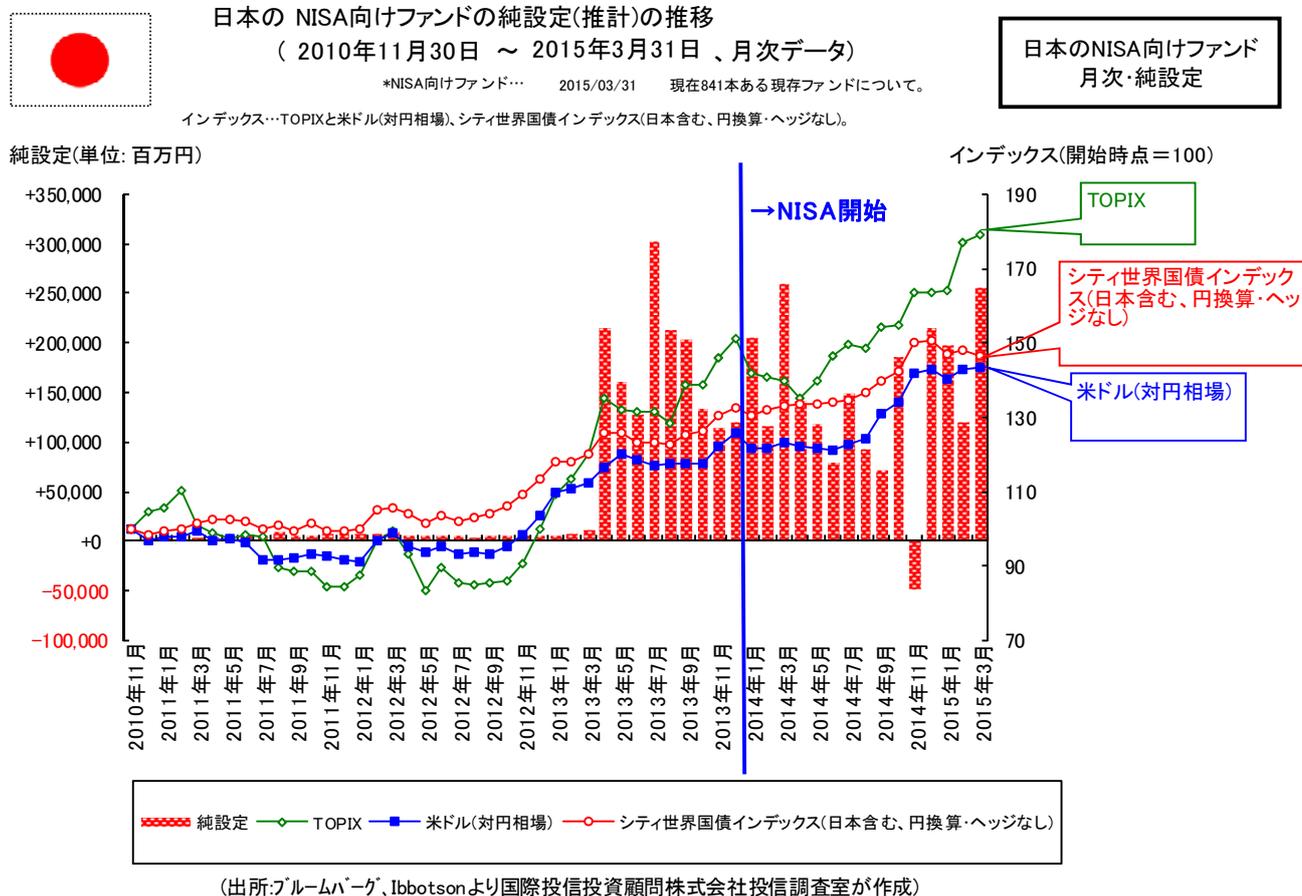
2010年3月末~2015年3月末



(出所: ブルームバーグより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成) \*ベンチマークとはブルームバーグで代表的と思われるものを使用している

## 新規投資家はアセットアロケーション型、REIT、日本株ファンドが人気

次に新規投資家であるが、NISA 向けファンド(後述※1 参照)の純設定を見ると、最新 2015 年 3 月に 2548 億円と、前月 2 月(+1196 億円)から倍増となり、4 カ月連続の資金純流入となった。



この新規投資家と思われる投信の純設定を、投資対象(主要分類)別に見る。前述した既存投資家と思われる国内投信全体での主要分類を用いる。純流入 1 位はアセットアロケーション積極型(前月 2 月は 5 位)、2 位はアセットアロケーション柔軟型(同 2 位)、3 位は不動産セクター株(REIT)(同 1 位)、4 位は日本株(同 11 位)、5 位はグローバル債(同 4 位)となっている(アセットアロケーション積極型/柔軟型は、次頁グラフで「その他」に含まれる)。

不動産セクター株(REIT)とグローバル債は既存投資家(投信全体)及び新規投資家の両方で、2014 年に引き続き人気のようで、アセットアロケーション型は、新規投資家において、2015 年に上位の人気となっている。日本株は既存投資家(投信全体)では純流出が 2 カ月連続で、新規投資家では純流入 4 位となったが、これは前述したパフォーマンスの好きを背景として利益確定の売りがあったこと、ネット証券での NISA 口座買付動向(後述)にも示される日本株ファンド人気による買いとが交錯しているようにみえる。

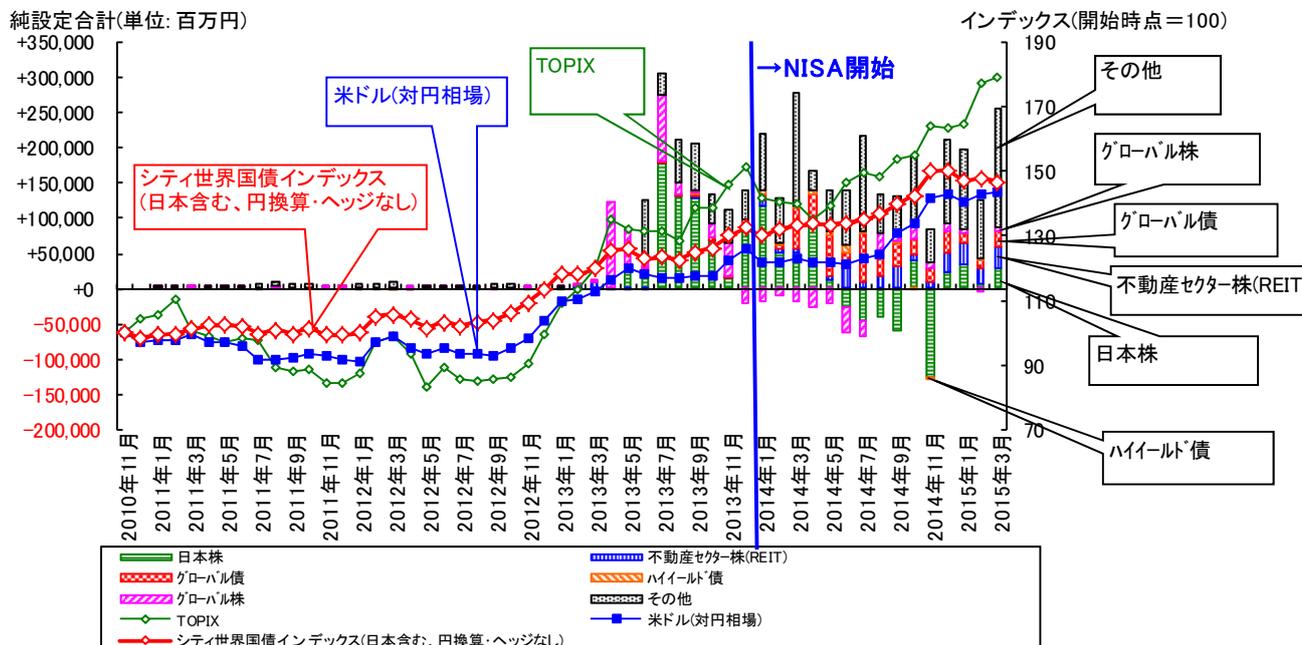


日本の NISA向けファンドの純設定(推計)の推移  
(2010年11月30日 ~ 2015年3月31日、月次データ)

\*NISA向けファンド…ETFを除く追加型

インデックス…TOPIXと米ドル(対円相場)、シティ世界国債インデックス(日本含む、円換算・ヘッジなし)。

日本のNISA向けファンド  
月次・純設定  
主要分類別



(出所:ブルームバーグ、Ibbotsonより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

※1 「NISA 向けファンド」…投資信託協会の言う「NISA 向けのファンド(\*分配頻度が低いファンド、低コストのファンド、バランス型ファンド)」を参考にしながら(URL は後述[参考ホームページ])、2013 年 11 月末時点の契約型公募投信純資産が 1 兆円以上ある投信会社 17 社(\*全 84 社の約 90%を占める)の株式投信(ETF を含む)で「NISA 向け」、「NISA 専用」、「NISA で選ぶ」、「NISA におすすめ」などと紹介されているファンド、それに加え、2013 年 4 月以降に設定された分配頻度が低いファンドやバランス型ファンドとしている。なお、2013 年 4 月以降と言うのは、NISA が含まれる税制改正(関連)法が 2013 年 3 月 30 日に成立・政省令公布されたため。尚、単位型・限定追加型・年 1~2 回分配以外のファンド・DC・SMA・ミリオン(従業員積立投資プラン)を含めていない。ただ、同じシリーズが該当している場合は年 1~2 回以外を含めている。しかし、通貨選択型については、年 1~2 回以外を除いている(\*マネー・プールは年 1~2 回でも除いている)。こうした「NISA 向けファンド」を抽出した所、2015 年 3 月 31 日時点で 841 本となった。

### ネット証券会社における実際の人気は REIT、日本株、グローバル株ファンド

ここで、金融機関各社が発表する実際の投資動向もあわせて見る。2015 年 4 月 3 日現在で、各社 HP(口座保有者限定の閲覧サイトは除く)に公表されている最新 NISA・投資信託動向だが、ランキングを掲載しているところは、ネット証券会社が多かった。ランキングの集計時期や方法は証券会社により異なるので、ここでは、ネット証券各社が HP で公表する最新の内容を参考まで紹介して、NISA 口座における投資対象はどのようなものか傾向を見る。個別ファンドなどの詳細は後述 URL[参考ホームページ]ご参照。

○マネックス証券では最新週 2015 年 3 月 23 日から 3 月 27 日までの NISA 口座における週間売れ筋ファンド(販売額)のベスト 10 を発表しており、1 位はグローバル株ファンド、2・5 位は日本株ファンド、3・4 位は不動産セクター(REIT)ファンドとなっている。約 1 カ月前の 2015 年 2 月 23 日から 2 月 27 日までは 1~4 位は不動産セクター(REIT)ファンド、5 位日本株ファンドだった。

○最大手であるSBI証券は週間のランキングを発表しており、最新週2015年3月23日から3月27日までの取引をもとにしたNISAの投資信託・買付金額の1・3位は日本株ファンド、2・5位は不動産セクター(REIT)ファンド、4位はグローバル株ファンドとなっている。約1カ月前の2015年2月23日から2月27日までの取引をもとにしたNISAの投資信託・買付金額の1・2・4位は不動産セクター(REIT)ファンド、3位は日本株ファンド、5位グローバル株ファンドだった。

○楽天証券も週間ランキングを発表しており、2015年3月23日から3月27日までのNISA投資信託・買付金額の1・3位は不動産セクター(REIT)ファンド、2・4位は日本株ファンド、5位はグローバル株ファンドとなっている。約1カ月前の2015年2月23日から2月27日までのNISA投資信託・買付金額の1・2・4位は不動産セクター(REIT)ファンド、3・5位は日本株ファンドだった。

<NISA積立～2015年4月1日現在で入手できる最新(公表データは限られており、集計の時期や対象は各社で異なるのであくまで参考まで)>

○楽天証券は積立設定件数ランキングを週間で発表しており、2015年3月23日から3月27日までのNISA口座では、1・3位は日本株ファンド、2・5位はグローバル株ファンド、4位は不動産セクター(REIT)ファンドとなっている。

○マネックス証券では、4月1日時点での最新となる2015年2月のNISA月間積立契約件数ランキングを出しており、1・4位はグローバル株式ファンド、2・3位は日本株ファンド、5位はアセットアロケーションファンドとなっている。

○カブドットコム証券では、4月1日時点での最新となる2015年2月のNISA口座積立総合(約定金額)ランキングを出しており、1・5位はアセットアロケーションファンド、2～4位はグローバル株式ファンドとなっている。

ネット証券の投資動向は、REIT、日本株、グローバル株に人気が集まっているようだ。

2015年3月は、既存投資家と新規投資家の両方で見られたように、さらにネット証券会社における実際の売れ筋投信から見ても、2014年の流れを引き継ぎ、REITファンドの人気が続く。日本株ファンドの人気も見られるが、既存投資家で見られる利益確定の売りもあるようだ。次いで、既存投資家ではグローバル債・株ファンド、新規投資家ではアロケーション型への人気も見られた。以上、NISAにおける投資信託の最新動向だった。引き続きデータや報道、各社ホームページ等をしっかり見て動向を判断していきたい。

以下に、冒頭で述べた2015年度税制改正関連法の法律・政省令が出ている2015年3月31日付「官報-(特別号外第11号)」のNISA関連部分を掲載したので参考にしてほしい。

2015年3月31日付「官報-(特別号外 第11号)」 23p 法令のあらまし \*赤枠は投信調査室による。

23 平成27年3月31日 火曜日 官 報 (号外特第11号)

六 国税通則法の一部改正関係

1 法人税に係る純損失等の金額に係る更正について、その請求期間及び期間制限を一〇年(改正前九年)に延長することとした。(国税通則法第二三条及び第七〇条関係)

2 無申告加算税の不適用制度について、その適用対象となる期限後申告書の提出期限を法定申告期限から一月以内(改正前二週間以内)に延長することとした。(国税通則法第六六条関係)

3 国外輸出等特例の適用がある場合(納税管理人の届出及び税務代理権限証書の提出がある場合その他(一定の場合を除く))の所得税について、その更正決定等の期間制限を七年とする(こととした)。(国税通則法第七〇条関係)

4 税務調査手続について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一) 税務代理人が数人ある場合の調査の事前通知について、納税義務者が代表する税務代理人を定めた場合として一定の場合に該当するときは、これらの税務代理人への通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。(国税通則法第七四条の九関係)

3 その他

右記の税率改正の日において、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所、紙巻たばこ三級品を販売するため一定数量以上を所持する製造たばこの製造者又は販売業者に対して、たばこ税の手持品課税を行うこととした。附則第五二条関係

税率改正の日	税率
平成二八年四月一日	二、九五〇円
平成二九年四月一日	三、三八三円
平成三〇年四月一日	四、〇三二円
平成三一年四月一日	五、三〇二円

(一、〇〇〇本当たり)

2 次の税率改正の日以後の紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率について、それぞれ次の税率とする措置を講ずることとした。附則第五〇条関係

五 専売納付金制度下において三級品とされていた紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ三級品」という)に係るたばこ税の特例税率(改正前二、五一七円/一、〇〇〇本)を廃止することとした。(たばこ税法附則第二二条関係)

3 消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外することとした。消費税法別表第一関係

2 輸出物品販売場制度の見直し(消費税法第八九条関係)

国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対し、物品を譲渡するために期間を定めて販売場を設置しようとする事業者(既に輸出品販売場の許可を受けている事業者に限る)が、あらかじめ当該販売場(以下「臨時販売場」という)を設置しようとする港湾施設につきその納税地を所轄する税務署長の承認を受けている場合において、当該臨時販売場を設置する日の前日までに、その設置期間等を記載した届出書を当該税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を輸出品販売場とみなすこととした。

1 特定課税仕入れに関する経過措置

(1) 国内において特定課税仕入れを行う事業者の新消費税法適用日を含む課税期間以後の各課税期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く)において、課税売上割合が二〇〇分の九五以上である場合は、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかつたものとして、改正後の制度を適用する。(附則第四二条関係)

(2) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)を受ける課税期間における仕入控除税額の計算については、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかつたものとして、改正後の制度を適用する。(附則第四四条関係)

\*投信調査室  
よりひとこ  
と...

新設されるジュニアNISAは、法律では「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」という言葉である。

七 調査(以下「前調査」という)の終了後においても新たに得られた情報に照らし非違があることを認めるときに行うことができる質問検査等について、その前調査の範囲を実地の調査に限る(国税通則法第七四条の二関係)

1 非居住者に係る金融口座情報の報告制度を次のとおり整備することとした。租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一〇条の五、第一〇条の九及び第一二条関係

(一) 特定取引を行う者の届出書の提出

平成二九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国その他一定の事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。届出書において、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

(二) 報告金融機関等の特定手続

報告金融機関等は、平成二八年一月三十一日以前に特定取引を行った者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものにつき、平成三〇年一月三十一日までに、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。

(三) 報告金融機関等の報告事項の提供

報告金融機関等は、その年の一月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者が報告対象契約を締結している場合には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、特定居住国及び当該報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他一定の事項(以下「報告事項」という)を、その年の翌年四月三〇日までに、電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等に記録して提出する方法により、当該報告金融機関等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

(四) その他

税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む)の提示若しくは取調べを求めることができる。

八 租税特別措置法の一部改正関係

1 個人所得課税

(一) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を次のように創設することとした。(租税特別措置法第九九条の九及び第三七条の一四の二関係)

(1) 非課税措置の概要

イ 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべき当該未成年者口座内上場株式等の配当等(当該金融商品取引業者等が支払の取扱者であるものに限る)及び当該期間内に売委託等の方法により譲渡した当該未成年者口座内上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。

(イ) 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等 当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間



[参考ホームページ]

2015年3月31日に成立した「第一八九回閣第三号所得税法等の一部を改正する法律案」参院・提出法律案…  
「 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/189/pdf/t031890031890.pdf> 」、  
インターネット版「官報」…「 <http://kanpou.npb.go.jp/> 」、平成27年3月31日付(特別号外 第11号)官報…  
「 <https://kanpou.npb.go.jp/20150331/20150331t00011/20150331t000110000f.html> 」、  
2015年1月19日付日本版ISAの道 その87「ジュニアNISAは0歳から始めれば最長20年近くが非課税に!現行  
(成人)NISAと合わせ、4人家族で年400万円、累積2000万円!! 家計の長期資産形成が大いに期待される。」…  
「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150119.pdf> 」、  
2015年1月13日付日本版ISAの道 その86「税制改正大綱にジュニアNISA創設とNISA120万円への引き上げ!1  
月から年単位で金融機関の変更が可となり、NISA拡充に期待が膨らむ中、NISAの2015年分で何に投資する?  
NISAの2014年分の投資(投信分)を総括!!」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150113.pdf> 」、  
2014年1月8日付投信協会メールマガジン「NISA向けのファンドって?」…  
「 <http://www.toushin.or.jp/mailmag/> 」、  
マネックス証券のNISA月間売れ筋ランキング・投資信託・販売金額…  
「 <https://fund.monex.co.jp/rankinglist#NisaMonthlySales> 」、  
カブドットコム証券のNISA月間口座買付総合ランキング…  
「 [http://kabu.com/item/nisa/ranking/fund\\_generation.html](http://kabu.com/item/nisa/ranking/fund_generation.html) 」、  
SBI証券のNISAランキング・投資信託…「 <https://www.sbisec.co.jp/> 」、  
楽天証券のNISAランキング・投資信託…「 [https://www.rakuten-sec.co.jp/nisa/#nisa\\_ranking](https://www.rakuten-sec.co.jp/nisa/#nisa_ranking) 」。

以上  
(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。

### 本資料中で使用している指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所及びそのグループ会社(以下、「東証等」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。